

平成十三年政令第三百一十三号

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

内閣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。
（法第五条第四項の審議会等で政令で定めるもの）

一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律
（以下「法」という。）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、政策評価審議会とする。

第二条 法第七条第二項第二号イの政令で定める期間は、五年とする。

2 法第七条第二項第一号の政令で定める期間は、五年とする。
(法第九条の政令で定める政策)

第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他、事前の評価を行わなかったものについて、日当の里日からこのことについて、

る機関にあっては総務大臣、同項第六号に掲げる機関にあっては環境大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。

一 個々の研究開発（人文科学のみに係るもの）を除く。次号において同じ。）であつて十億円以上の費用を要することが見込まれるもの

二 の実施を目的とする政策
個々の研究開発であつて十億円以上の費用
を要することが見込まれるものと実施する者

三 道路、河川その他の公共の用に供する施設
に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業（施設の維持又は修繕に係る事業を除く。次号において単に「個々の公共的な建設の事業」といふ。）^レ（一億円以上の費

の事業」という、であつて十億円以上の費用を要することが見込まれるもの実施の目的とする政策

実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする

業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。) 前号に掲げるもののほか、国税又は地方税

八
前号に掲げるもののほか、国税又は地方税について、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させるることを内容とする割増（去へ）の首尾同民税（那民税）

する措置（法人税、法人の道府県民税（都県民税を含む）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）が講ぜられること

(施行期日) 附則抄

この政令は、行政機関が行う政策の評価に關係する法律の一部の施行の日（平成十三年九月二十八日）から施行する。

附則（平成十四年三月二〇日政令第四九号）

附 則（平成一九年四月四日政令第一五
七号）

附 則（平成二〇年八月二七日政令第二五九号）抄

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

四三号)
この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日） 三五号抄

附 則（平成二七年三月二七日政令第九五号）
施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

(施行期日) 五号 挑

旅行文集
附 则

附
題
〔令和三年十月二日政令第一九五〕

(地圖明日) 挑

(施行期日)
この政令は、令和三年九月一日から施行する。